

(案)

空調設備保守点検業務委託契約書

(中央図書館公民館・若狭図書館公民館・繁多川図書館公民館)

那覇市（以下「発注者」という。）と、
（以下「受託者」という。）とは、中央図書館・公民館、繁多川図書館・公民館及び若狭図書館・公民館の空調設備保守点検業務について次のとおり委託契約を締結する。

(委託)

第1条 発注者は、中央図書館・公民館、繁多川図書館・公民館及び若狭図書館・公民館の空調設備保守点検業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者は、これを受託するものとする。

(委託期間)

第2条 この契約による委託期間は、契約の日から令和9年3月31日までとする。

(委託料)

第3条 委託料は、
円（うち消費税額 円）とする。（ 円
の2回払い）

- 受託者は、定期点検を5月～6月の間に1回目、11月～12月の間（ただし、繁多川図書館・公民館は11月～3月の間）に2回目を実施し、併せてフロン排出抑制法に基づく簡易点検（3ヶ月毎に4回）を実施するものとする。
- 委託料の支払は、前期と後期の2回支払いとし、前期は、定期点検（1回目）と簡易点検（2回目）完了後、後期は、定期点検（2回目）と簡易点検（4回目）完了後に各期報告書及び請求書を提出するものとする。
- 発注者は、前項の報告書及び請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に受託者に対し委託料を支払うものとする。
- 発注者が前項の支払いを遅延した場合には、遅延した支払額に政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した遅延利息を受託者に支払うものとする。

(契約保証金)

第4条 受託者が納付すべき契約保証金は、那覇市契約規則第30条第1項第9号に基づき、免除する。

(委託業務の処理方法等)

第5条 受託者は、別添空調設備保守点検仕様書により、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を実施するものとする。

2 委託業務の処理に使用する次の部品、補給品等は、受託者の負担とする。ただし、電動機の損傷については、別に発注者受託者で協議する。

- (1) 使用上の消耗劣化による部品
- (2) 使用上の消耗劣化による冷媒、冷凍機油、モーター油

(調査等)

第6条 発注者は、受託者の委託業務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して受託者に必要な指示を与えることができるものとする。

(再委託の禁止)

第7条 受託者は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託することができない。

(解除等)

第8条 発注者は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 受託者がこの契約に違反したとき。
 - (2) 契約履行の遅延、不正行為、職務妨害等により、受託者の委託業務の処理が不相当と発注者が認めたとき。
 - (3) 受託者が正当な理由なく期限内に契約を履行することができないと発注者が認めたとき。
 - (4) 受託者、又は受託者との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。
- 2 前項第1号の規定により契約が解除されたときは、受託者は、契約金額の100分の10を違約金として発注者に支払うものとする。
- 3 第1項第2号から第4号の規定によりこの契約が解除されたときは、受託者は、発注者にその損失の補償を請求することができない。

(信義則)

第9条 発注者及び受託者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受託者とが協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、双方が記名押印して各自がその1通を所持する。

令和 8 年 月 日

発注者 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

受託者